

## 2017 JILSA Cup 日本語大会公式規則

### 目次

<b>Rule 1.0 大会組織</b> .....	<b>1</b>
1.1 National Administrator (以下、N.A.) .....	1
1.2 学生運営委員会 .....	1
1.3 Team Adviser(以下、T.A.) 会議.....	1
1.4 運営委員会 .....	2
1.5 開催地 .....	2
1.6 解釈権者 .....	2
1.7 責任 .....	2
1.8 問題文・問題文についてのクラリフィケーション.....	2
1.9 書面による訴訟と口頭による訴訟.....	3
<b>Rule 2.0 参加及び資格</b> .....	<b>3</b>
2.1 参加校 .....	3
2.2 チームの構成 .....	3
2.2.1 複数校による合同チームの参加及び構成員の地位.....	3
2.2.2 一チームにおける原告・被告双方の代理人.....	4
2.2.3 弁論者一名による代理人.....	4
2.2.4 チームの匿名性.....	4
<b>Rule 3.0 参加登録</b> .....	<b>4</b>
3.1 期日 .....	4
3.2 参加登録 .....	4
3.3 チームナンバー .....	5
<b>Rule 4.0 裁判官</b> .....	<b>5</b>
4.1 裁判官の決定 .....	5
4.1.1 裁判官の資格.....	5
4.1.2 チームアドバイザー(以下、T.A.と略す)による弁論裁判官 .....	6
4.1.3 弁論ラウンドにおける利益相反.....	6
4.1.4 審理の重複.....	7
4.2 裁判官の公表 .....	7
4.3 参加校の義務 .....	8
4.4 裁判官による講評.....	8
4.5 ベンチメモランダム.....	8

<b>Rule 5.0</b>	<b>メモリアル</b>	<b>8</b>
5.1	言語	8
5.2	提出	8
5.2.1	紙面遅刻・不着の抗弁	9
5.2.2	電子メール遅刻・不着の抗弁	9
5.2.3	電子データと紙面の同一性	10
5.2.4	電子データのファイル名	10
5.2.5	メモリアルの一体性	10
5.3	メモリアルの書式	10
5.3.1	メモリアルの構成	11
5.3.2	法的議論の主張本文部分への限定	11
5.3.3	引用文献一覧	12
5.3.4	事実概要	12
5.3.5	主張概要	12
5.4	長さ	12
5.5	脚注、エンドノート使用の制限	13
5.6	表紙	13
5.6.1	表紙に記載される情報	13
5.6.2	メモリアル識別のためのチームナンバー	14
5.7	メモリアルの匿名性	14
5.8	メモリアルに対する罰則	14
5.8.1	メモリアルの減点	14
5.8.2	軽微な違反の免除	15
5.9	三人裁判官制	15
<b>Rule 6.0</b>	<b>弁論手続</b>	<b>16</b>
6.1	一般的な手続	16
6.2	裁判官の裁量による時間の延長	16
6.3	三人裁判官制	16
6.4	弁論ラウンド	16
6.5	反論及び再反論	17
6.6	弁論の範囲	17
6.7	一方当事者のみの弁論	17
6.8	対戦校の遅刻	17
6.9	偵察の禁止	18
6.10	法廷におけるチームの匿名性	18
6.11	法廷内でのコンピューター、携帯電話及びその他の電子機器	18

6.12	法廷の撮影、録画.....	18
6.13	弁論時間の計測.....	19
6.14	法廷での不適切な意思疎通.....	19
6.15	法廷における使用言語.....	19
6.16	N.A.による監督.....	19
6.17	弁論者の登録.....	19
6.18	補佐人の登録.....	19
6.19	予定弁論者以外による弁論.....	20
6.20	弁論における罰則.....	20
6.20.1	弁論における減点行為.....	20
6.20.2	軽微な違反の免除.....	20
<b>Rule 7.0</b>	<b>ラウンド進行手続.....</b>	<b>21</b>
7.1	対戦校メモリアルの返還.....	21
7.2	予選ラウンド.....	21
7.3	組合せ.....	21
7.4	決勝ラウンド.....	21
7.5	選択権の行使.....	21
7.6	大会の終了.....	22
<b>Rule 8.0</b>	<b>集計.....</b>	<b>22</b>
8.1	得点に関する一般手続き.....	22
8.1.1	裁判官による減点の禁止.....	22
8.2	メモリアルに関する罰則.....	22
8.3	弁論に関する罰則.....	23
8.4	予選ラウンドの得点集計手続.....	24
8.5	得点の集計.....	24
8.5.1	素点.....	24
8.5.2	ラウンド点の算出.....	25
8.5.3	二人裁判官制.....	25
8.6	予選ラウンドの勝者、順位の決定方法.....	26
8.6.1	対戦勝者の決定.....	26
8.6.2	予選ラウンド順位の決定.....	26
8.6.3	タイブレーク手続.....	26
8.7	決勝ラウンドの得点集計手続.....	27
8.8	弁論者の順位.....	27
8.9	メモリアルの順位.....	27
8.10	結果報告.....	28

<b>Rule 10.0 賞</b> .....	<b>28</b>
10.1 賞の種類 .....	28
10.2 順位の発表 .....	29
<b>Rule 11.0 本規則の改正</b> .....	<b>29</b>
附則 .....	<b>30</b>

## **RULE 1.0 大会組織**

### **1.1 National Administrator (以下、N.A.)**

N.A.は JILSA Cup の計画、調整、委任、および実施のあらゆる段階において代表責任者となる。

### **1.2 学生運営委員会**

(a) 国内予選は N.A.の授権のもと、日本国際法学生協会 (以下、JILSA) 学生運営委員会により準備・運営される。

(b) N.A.は以下の役職を学生運営委員より選任する。

- (1) 規則担当学生運営委員(Executive for Rules)
- (2) 裁判官担当学生運営委員 (Judge Coordinator)
- (3) スコア担当学生運営委員 (Chief Scorekeeper)
- (4) 廷吏・タイムキーパー担当学生運営委員 (Bailiff Coordinator)
- (5) その他、必要な委員

(c) 学生運営委員会の規則・組織・運営などに関しては JILSA 規則がこれを定める。

### **1.3 Team Adviser(以下、T.A.) 会議**

(a) T.A.とは大会参加校のサークルの顧問、ゼミの担当教員またはチームのコーチのことをさすものとする。

(b) N.A.は T.A.会議の定例会を年 1 回招集することができる。

(c) 運営委員会は T.A.会議の臨時会を招集することができる。

(d) T.A.会議の総意で N.A.及び 10 名以内の運営委員を選出するものとする。

## 1.4 運営委員会

(a) 運営委員会は以下の事項について審議し、N.A.に助言する。

- (1) 予選ラウンド弁論裁判官
- (2) 準決勝及び決勝弁論裁判官
- (3) 書面裁判官
- (4) 国内予選補足規則
- (5) 開催地域
- (6) 国内予選ベンチメモランダムの作成

(b) 各運営委員は運営委員会の招集を求めることができる。

## 1.5 開催地

開催地域については参加校の意見を考慮したうえで N.A.が決定する。詳しい開催地の決定は学生運営委員会が行なう。

## 1.6 解釈権者

当規則の最終解釈権は N.A にある。

## 1.7 責任

(a) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに構成校代表の連絡先（メールアドレスを含む）を通知しなければならない。また、学生運営委員会は、年度毎に構成校代表の連絡先を更新する。

(b) JILSA 構成校代表宛の郵便、および電子メールはその大学宛の公式文書となる。

(c) JILSA 構成校は学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までに参加校の T.A.の教員名を通知しなければならない。

## 1.8 問題文・問題文についてのクラリフィケーション

(a) JILSA Cup（以下、「本大会」とする）の問題文は Jessup Cup 2017 国際法模擬裁判大会 (2017 Philip C. Jessup International Moot Court Competition) と同一の問題を使用し、その正文は

英語とする。

(b) 問題文についてのクラリフィケーションは **ILSA** が公表したものと同一のものを使用し、事実として適用する。

(c) クラリフィケーションが学生運営委員会の指定する期日までに公表されない場合、クラリフィケーションは公表されなかったものとして扱われる。

(d) 問題文、クラリフィケーションの著作権は **ILSA (International Law Students Association)** に帰属する。当該年の大会問題文を学内選抜の手段として用いてはならない。

### **1.9 書面による訴訟と口頭による訴訟**

本大会は、書面による訴訟（メモリアル）と口頭での訴訟（弁論での対戦）からなる。

## **RULE 2.0 参加及び資格**

### **2.1 参加校**

参加校とは、**JILSA** 規則に基づき登録済みの構成校のうち、当該年度 **JILSA Cup** の参加登録をした各大学の団体を言う。

### **2.2 チームの構成**

#### **2.2.1 複数校による合同チームの参加及び構成員の地位**

(a) 複数の大学が合同でチームを構成し大会に出場する場合、学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までにその旨を通知しなければならない。なお、合同チームの結成は、**N.A.**の承認により決定される。

(b) (a)に規定された通知及び学生運営委員会との連絡は、両大学が協議の上選出した合同チームの代表者により行われる。この代表者は、当該大会期間中、通常の参加校の代表と同様の地位を得るものとする。

(c) (a)に規定された合同チームは、これを構成する各大学の地位も同時に有し、当規則を適用する際に考慮されるものとする。

(d) (a)に規定された合同チームを構成する大学に所属する合同チームのメンバー以外の構成員は、他チームのメンバーとなることはできない。

### **2.2.2 一チームにおける原告・被告双方の代理人**

一チーム内で、原告・被告双方の代理人を行うメンバーが所属するチームは、学生運営委員会に対して、学生運営委員会の指定する期日までにその旨を通知しなければならない。

### **2.2.3 弁論者一名による代理人**

弁論者一名のみによって原告若しくは被告の全ての代理人を務める、全権代理人は認めない。

### **2.2.4 チームの匿名性**

大会中のいかなるときにおいても、各チームは、裁判官に学校名や国籍を明らかにしてはならない。N.A.は、弁論ラウンド中か否かを問わず、裁判官に対し、学校名や国籍を、意図的もしくは不注意によって公表したチームを失格にするか、もしくは減点を課すことができる。

## **RULE 3.0 参加登録**

### **3.1 期日**

本大会参加登録は学生運営委員会の指定する期日までに行なわれなければならない。

### **3.2 参加登録**

(a) 本大会参加登録は学生運営委員を宛先とする E メールによる登録申請の到着をもって完了とする。

(b) 本大会参加登録料は学生運営委員会により決定される。登録料の振り込みにつき、一度振り込まれた登録料はいかなる理由によっても返還されない。



### 3.3 チームナンバー

- (a) 本大会のチーム識別には、学生運営委員会が作成・配布したチームナンバーを使用する。
- (b) チームナンバーは学生運営委員会への参加料振込に引き換えて配布する。

## RULE 4.0 裁判官

### 4.1 裁判官の決定

- (a) 弁論・書面裁判官は、以下に定める資格を有する者の中から、N.A.の承認を受けた上で裁判官担当学生運営委員により決定・委嘱される。
- (b) 各構成校及び学生運営委員会は、以下に定める資格を有するものを弁論裁判官として推薦することができる。

#### 4.1.1 裁判官の資格

- (a) 弁論・書面裁判官となる資格を有するのは、下記の国際法に詳しく高度の **Legal mind** を有するものとする。ただし、(5)および(6)の要件のみを満たす者は各法廷 1 名以下でなければならない。
  - (1) 国際法の専門家として、高等教育に携わっている者。
  - (2) 公務員として国際法実務に携わっている者。
  - (3) 法曹三者の資格を有するもので、現在において国際法に関する高度の専門知識をもつ者。
  - (4) かつて国際法を学び、当該年度の問題のテーマに密接の関連する業務経験を有し、国際法に関する高度の専門知識を有する者。
  - (5) 大学院において国際法の研究に携わっているもののうち、後期博士課程にある者（過去の国際法模擬裁判の経験の有無は問わない）。
  - (6) 大学院の修士課程（専門職学位過程を含む）にあるものであって過去に国際法模擬裁判の経験がある者（大学院における研究の内容が国際法であるか否かは問わない）。
- (b) 前条の規定のみでは大会運営に支障をきたす場合、N.A.が認める者を、弁論・書面裁判官に加えることができる。

#### 4.1.2 チームアドバイザー(以下、T.A.と略す)による弁論裁判官

- (a) T.A.は各チームにおける顧問、コーチなどの指導を行うものを指す。
- (b) T.A.は、適切な処置がとられれば、直接関係を持たない大会参加校間の対戦において弁論裁判官となることができる。
- (c) T.A.は、以下の事項についてチームに対し、助言・指導を行うことができる。
- (1) 国際法の基本原則に関する一般的な指導
  - (2) リサーチ資料及びリサーチ方法に関する一般的なアドバイス
  - (3) メモリアル作成技術に関する一般的なアドバイス
  - (4) 弁論技術に関する一般的なアドバイス
  - (5) チームによって準備された書面及び弁論の構成に関する一般的なアドバイス
  - (6) チームの法的及び事実的主張のクオリティーに関する一般的なコメント
  - (7) 本規則の解釈及び施行に関するアドバイス
  - (8) 原被の選択権 及び同様の戦略に関するアドバイス

#### 4.1.3 弁論ラウンドにおける利益相反

- (a) 定義。規則 4.1.3 において、以下の定義を適用するものとする。
- (1) 特定の弁論ラウンドに関して、「協力関係 (Affiliation)」とは、裁判官と裁判官の参加する大会に参加する学校、コーチ、あるいはチームの構成員の間の個人的又は職業的な関係を意味する。
  - (2) 特定の弁論ラウンドに関して、「利益相反 (Conflict of Interest)」とは、合理的な目撃者から見て、協力関係にある裁判官が弁論ラウンドの遂行又は結果について公平たりえないと推測させるであろう協力関係を意味する。それ自体は利益相反を構成しない一定の協力関係を一覧表にしている規則 4.1.3(d)が参照されるべきである。
- (b) 利益相反の禁止と緩和。N.A.は裁判官を彼又は彼女が利益相反となる弁論ラウンドに配置することを避けるべきである。N.A.が利益相反を避けることができない場合には、N.A.は弁論ラウンドにおける相反の影響を緩和するために合理的な措置をとるべきである。そのような措置は以下のものを含む。弁論ラウンドにおいて両方のチームの放棄を得ること。裁判官団の他の構成員に裁判官の協力関係を通知すること。敵対するチームとつり合った協力関係にある裁判官を裁判官団に加えること。
- (c) 両方のチームの同意による放棄。全ての利益相反は、弁論ラウンドの前後いずれに

においても、両方のチームの明示的な口頭又は書面での放棄によって治癒されるものとする。この場合、どちらのチームも後に利益相反に基づいて抗議や他の不服申し立てを提起することができない。加えて、

(1) チームが弁論ラウンドの開始前に協力関係に気が付いており、規則 4.3 の下で要求されるようにその弁論ラウンドの開始前にそれを報告することを怠った場合は、利益相反を主張する権利を放棄したと考えるものとする。

(2) チームが弁論ラウンドの終了後に協力関係に気が付き、規則 4.3 の下で要求されるようにトーナメントの終了前に報告することを怠った場合は、利益相反を主張する権利を放棄したと考えるものとする。

(d) 利益相反を構成しない協力関係。単なる協力関係と利益相反の間の差異は不公平が合理的に推測できるか否かである。不公平の合理的な推測を支えるさらなる事実がない場合は、以下の頻繁に生じる協力関係は利益相反を構成しない。

(1) 裁判官が、以前の模擬裁判大会へその構成員が参加したという理由によって、チームの構成員を知っている。

(2) 裁判官が、職業的又は個人的な協力関係、模擬裁判大会への以前の参加、あるいは他の理由によって、片方又は両方のコーチを知っている。

(3) 裁判官が弁論ラウンドに参加する学校のひとつの卒業生である。

(4) 裁判官が弁論ラウンドに参加する学校のひとつの被雇用者であり、そのような雇用が、全ての不公平の合理的な疑いを晴らすほどに、チームの活動から十分に離れている場合。

#### 4.1.4 審理の重複

(a) 裁判官は以前の弁論ラウンドにおいて審理したチームを再び審理してはならない。同一の裁判官が、二度同じチームを見なければならぬ場合、N.A.は、その裁判官がそのチームの原被逆側のパートを見るように確保する。

(b) 本規則 4.1.4(a)の規定にかかわらず、決勝ラウンドにおいて、N.A.は、大会の最善の利益に資する場合、裁判官に対して以前に審理を行ったことのあるチームの審理を行うことを許可することができる。この審理には、原被逆側のパートの審理だけでなく、原被同じ側のパートの審理も含む。

#### 4.2 裁判官の公表

(a) 書面裁判官、予選ラウンド弁論裁判官については、大会当日まで公表されない。

(b) 決勝ラウンド裁判官については、決勝ラウンド進出校発表時に公表される。

(c) 決勝ラウンド裁判官を予め委嘱しておく場合は大会前に公表することができる。

### 4.3 参加校の義務

各大会参加校は裁判官予定者が本規則 4.1.2（チームアドバイザーによる裁判官）および 4.1.4（弁論ラウンドにおける利益相反）に該当した場合は遅滞なく学生運営委員会に通知しなければならない。

### 4.4 裁判官による講評

裁判官は、一弁論ラウンドが終わるごとに、直接、両チームに対し、それぞれの弁論に対する講評を述べることを望まれる。講評を述べる際、裁判官は、大会の時間制限とスケジュールを十分に考慮することが求められる。また、どのラウンドにおいても、裁判官はベンチメモランダムの内容、各弁論者の得点、その法廷の結果を明らかにするような講評を行ってはならない。

### 4.5 ベンチメモランダム

裁判官用のベンチメモランダム（Bench Memorandum）は厳密に機密が守られなければならない。ただし、運営委員、学生運営委員についてはこの限りではない。

ベンチメモランダムの内容を参照した運営委員及び学生運営委員は、自らが所属する大学のチームの書面及び弁論の準備に関与してはならない。ただし、4.1.2(c)に掲げられる事項についての関与は、この限りではない。

## RULE 5.0 メモリアル

### 5.1 言語

メモリアルにおいて使用する言語は日本語とする。

### 5.2 提出

- (a) 各チームは、学生運営委員会の定める期日までに以下のコピーを送付しなければならない。
  - (1) 速達書留郵便により、紙面の形式で原被各々のメモリアルのコピーを学生運営委員会の指定する部数

(2) 学生運営委員会の指定したアドレスへ電子メールで、電子データ形式の原被各々のメモリアルのコピーを1つずつ

(b) 各チームは、上記の他に、**CD-R** もしくは **CD-RW** に保存された電子データ形式の原被各々のメモリアルのコピーを1つずつ送付することができる。この **CD** は紙面と共に送付されなければならない。

(c)(1) (a)(1)項及び(2)による提出の受領したことを、学生運営委員会は各構成校代表に通知しなければならない。

(c)(2) (a)(1)項及び(2)による提出が期日までに行われていなかったことを確認した場合、学生運営委員会は当該参加校に遅刻(不着)通知を送付しなければならない。

(d) 提出遅延罰則は、電子メールの発信時刻を基準時として算定する。

(e) メモリアル提出期限が到来していない限り、罰則なしにチームはメモリアルを再提出できる。メモリアル提出期限が到来すれば、再提出されたメモリアルは、他の適用可能な遅延による罰則だけでなく、2点の減点が課される。

(f) 機器の故障や問題は、メモリアルの不適切なフォーマット、および提出の遅延の理由として考慮されない。

### **5.2.1 紙面遅刻・不着の抗弁**

(a) 紙面形式のメモリアルのコピーは、消印に記載された日付・時刻に提出されたものとみなす。

(b) メモリアル提出の遅刻に関して、学生運営委員会が出した遅刻(不着)通知に不服がある場合は、構成校会議またはそれ以前までに配達控または郵便局の記録を学生運営委員会に提出しなければならない。

### **5.2.2 電子メール遅刻・不着の抗弁**

(a) 本規則 5.2(b)に従い、**CD-R** もしくは **CD-RW** によるメモリアル提出を行ったチームは、学生運営委員会からメモリアルを送付した電子メールの遅刻(不着)通知を受けた場合、当該メールを期日前に送信したことを示す証拠を学生運営委員会に提出することができる。期日前に送信したことを示す証拠は学生運営委員会の指定する期日までに提出されなければ

ばならない。

(b) 上記以外のチームは、電子メール遅刻・不着に関する抗弁を行うことができない。

### 5.2.3 電子データと紙面の同一性

電子データ形式のメモリアルのコピーの内容は、紙面形式のメモリアルのコピーと同一でなければならない。

### 5.2.4 電子データのファイル名

メモリアルの電子データのファイルは、原告メモリアルならば“J##A”、被告メモリアルならば“J##R” (“###”は規則 3.3 に従い割り当てられたそのチームの公式のチームナンバーである) と名付けられなければならない。(例えば、チームナンバーJ00 のチームならば、識別番号 J00A または J00R を原告、被告メモリアルそれぞれのファイル名とする。)

### 5.2.5 メモリアルの一体性

メモリアルは、左端の少なくとも 2 箇所をホッチキスにより固定することで装丁されなければならない。使用されるホッチキス針は、1 本で全てのページを固定することが出来なければならない。固定が不適切であることによるメモリアルの散逸又はホッチキス針による怪我のそれがある場合その他委員が必要と認める場合には、委員は当該メモリアルの装丁をやり直すことができる。

## 5.3 メモリアルの書式

(a) 各メモリアルの全てのパートは、ひとつのファイルに入っていないなければならない。メモリアルは Microsoft Word のフォーマットかつ.doc または.docx のファイル拡張子でなければならない。PDF フォーマットのメモリアルまたは.dat ファイル拡張子を用いているメモリアルなど、この規則に従っていないメモリアルは受理されない。受理不能なフォーマットでメモリアルを提出したチームは、メモリアルを再提出できるが、規則 5.8.1 の再提出に関する罰則が適用される。

(b) メモリアルの電子データは、四方に最低でも 1 インチ(2.54cm)の余白を等しくもたせたレターサイズ(8.5 x 11 インチ、21.6 x 27.9cm)で作成されなければならない。また、電子データは読み取り専用形式であってはならない。ただし、紙面形式のメモリアルのコピーは、国

際標準規格の A4 用紙(21 x 29 3/4 cm)に印刷され、提出されなければならない。

(c) 脚注を含むメモリアル全ての文章は、日本語（ひらがな、カタカナ及び漢字）については MS 明朝を、欧字については Times New Roman を使用しなければならない。大きさはいずれも 12 ポイントでなければならない。各メモリアル全ての文書は、表紙と、目次、引用文献一覧を除いて、横書きで、かつ 1 ページにつき 30 行以内(1 行あたり 35 字以内)で、かつシングルスペースで作成されなければならない。メモリアルの中で、メモリアル以外の文書から 100 文字以上の引用を行う場合は、ブロック引用(例：左右インデントをかける)を行うことができる。

(d) 更新履歴やコメントを使っているメモリアルは、提出の前にそれらの機能を削除しなければならない。なお、N.A.は裁判官に当該メモリアルを送付する前に、メモリアルより全ての更新履歴やコメントを取り除くものとする。

(e) この規則におけるフォントの大きさやシングルスペースに関する規定はメモリアルの表紙には適用されない。

### 5.3.1 メモリアルの構成

メモリアルは、以下の部分からのみ構成されなければならない：

- (1) 「表紙(Cover Page)」
- (2) 「目次(Table of Contents)」
- (3) 「引用文献一覧(Index of Authorities)」
- (4) 「管轄権受諾宣言(Statement of Jurisdiction)」
- (5) 「問題提起(Questions Presented)」
- (6) 「事実概要(Statement of Facts)」
- (7) 「主張概要(Summary of Pleadings)」
- (8) 「主張本文(Pleadings)」 および
- (9) 「結論(the Conclusion and/or Prayer for Relief)」

### 5.3.2 法的議論の主張本文部分への限定

実質的、断定的な法律議論、本大会の問題に関する法的な事実解釈は、メモリアルの「主張本文」の部分のみにおいて行うことが許される。(「主張概要」で要約され、また「問題提起」で提示される場合はこの限りでない)。

### 5.3.3 引用文献一覧

メモリアルは、「引用文献一覧」を含む。「引用文献一覧」は、メモリアルの全ての部分に載せられた法律文献のリストである。このリストは、各文献について、一般に流通している出版物の中で特定し、その出典を確認できる記述と、メモリアルの中で各文献が参照されているページとを含まなければならない。

### 5.3.4 事実概要

裁判官は、「事実概要」を評価する際、以下を考慮する。

適格な「事実概要」は、問題とクラリフィケーションに記述された事実、および必然的に推論されることに限られる。「事実概要」は、不確実な事実、記述された事実の曲解、議論、法的な結論を含んではならない。

通常問題は、事件の解決のために意味のある、決定的な事実が省かれている。参加者は、新たな事実を創出したり、あるいは不合理な推論を行ったりすることなく、問題文の事実を自分の議論に有利なように解釈する能力を審査される。

### 5.3.5 主張概要

適格な「主張概要」は、メモリアルの「主張本文」部分の実質的な要約であり、単に表題をつなぎ合わせたものではない。

## 5.4 長さ

- (a) 規則担当学生運営委員は、電子データ形式のメモリアルのコピーの語数を、Microsoft Word の語数カウント機能を用いて計上する。
- (b) 表題、全ての項見出し、項小見出し、結論または請求事項、関連した脚注、署名欄またはチームが取り入れ得る他の言葉を含む主張本文の長さは、19000 字を超えてはならない。
- (c) 表題、全ての項見出し、項小見出し、結論または請求事項、関連した脚注、署名欄またはチームが取り入れ得る他の言葉を含む主張概要部分は、1400 字を超えてはならない。
- (d) 表題、全ての項見出し、項小見出し、結論または請求事項、関連した脚注、署名欄またはチームが取り入れ得る他の言葉を含む事実概要部分は、2400 字を超えてはならない。
- (e) 文字カウントの改ざんは禁止されており、規則 5.8.1 及び 8.2 に従った適切な罰則



に服する。例えば、チームは、文字カウントを減らすために、スペースが標準の引用の書式を用いれば通常生じるであろう引用文の中の単語や略語の間のスペースを取り除くこと、不適切にハイフンを使用すること、白いノーブレークスペースを利用すること、または、マクロの使用ないしは別の方法で内蔵されたワードプロセッサの辞書を変更することを行ってはならない。

(f) なお、半角の数字及び欧字は 1/2 字に数える。

## 5.5 脚注、エンドノート使用の制限

脚注は、メモリアル本文の主張の出典を特定し、その出典について、一般に入手可能となるようにその引用を示すためのみに用いられる。脚注は、引用の文章に加えて、実体的な議論を含むことができる。脚注は、規則 5.4 の文字制限に含まれる。なお、エンドノートの使用は認めない。

適正な脚注の実例：

Certain Norwegian Loans (Fr. v. Nor.), 1957 I.C.J. 9, 23-24 (July 6) [hereinafter Norwegian Loans].

Certain Norwegian Loans (Fr. v. Nor.), 1957 I.C.J. 9, 23-24 (July 6) [hereinafter Norwegian Loans] (holding that France's reservation in its declaration denying the Court jurisdiction over issues essentially within the national jurisdiction as understood by France could be utilized reciprocally by Norway).

## 5.6 表紙

### 5.6.1 表紙に記載される情報

メモリアルは、表紙に以下の内容を記述しなければならない、またそれ以外のいかなる記述も行ってはならない。

- (1) チームナンバー、
- (2) 裁判所名 (International Court of Justice)、
- (3) 大会の年、
- (4) 事件名、
- (5) 文書の名前 (「Memorial for Applicant」 または 「Memorial for Respondent」 )。

## 5.6.2 メモリアル識別のためのチームナンバー

チームナンバーは、各メモリアル表紙の右上外側に記載されなければならない。その際、原告メモリアルならば“**A**”を、被告メモリアルならば“**R**”をチームナンバーの後に記載されなければならない。（例えば、チームナンバー**J00**のチームならば、識別番号**J00A**または**J00R**を原告、被告メモリアルそれぞれの表紙の右上外側に記載する。）

## 5.7 メモリアルの匿名性

参加者の名前、国名、および学校名をメモリアルに表記してはならない。署名ページは禁止される。N.A.はメモリアルを裁判官に提出する前にチームメンバーの名前、学校名に関する全ての言及をメモリアルから削除しなければならない。

## 5.8 メモリアルに対する罰則

### 5.8.1 メモリアルの減点

メモリアルの減点は、N.A.によってなされ、各裁判官がつけたメモリアルの点から減点される。規則 5.9 の下で、2人の裁判官のみがメモリアルの採点をする場合、3番目の点数を算定する前に、2人の裁判官のつけた得点から減点する。

各メモリアル裁判官から得る最低の点数は、50点である。この最低点に達した後、これ以上の減点は、計上されていない罰則の減点が残っていても、行われない。

(原告・被告で)一方のメモリアルだけが規則に反している場合、メモリアルに対する罰則の減点は、違反したメモリアルのみに対して行われる。

以下に挙げられた、メモリアルに関わるルールの違反に対しては、罰則が適用される。

Rule5.2	メモリアル提出の遅延	5点(さらに一日遅れるごとに3点)
Rule 5.2	メモリアルの再提出	2点
Rule 5.3, 5.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適正なフォントの使用</li> <li>・ 不適正なフォントサイズの使用</li> <li>・ 不適当な行間の使用</li> <li>・ 不適当なブロック引用</li> <li>・ エンドノートの使用</li> </ul>	1種類の違反につき 1点 (最大5点)
Rule 5.3	更新履歴、コメントの除去忘れ	5点(一括して)
Rule 5.3.1	メモリアルの構成部分の欠如、または 不必要な部分の混入	1部分につき2点
Rule 5.4(a)	主張本文の超過	100字につき5点 (最大15点)
Rule 5.4(b)	事実概要の超過	2点(一括して)
Rule 5.4(c)	主張概要の超過	2点(一括して)
Rule 5.6.1, 5.6.2	表紙における必要かつ適当な情報の欠如	2点(一括して)
Rule 5.7	匿名性の違反	10点以下(一括して)

### 5.8.2 軽微な違反の免除

N.A.は規則の軽微な違反に対して、罰則の適用を免除もしくは軽減することができる。

### 5.9 三人裁判官制

N.A.はメモリアルの採点に際して可能な限り3人の裁判官を用いなければならない。考慮すべき事情がある場合、N.A.は裁判官を2名にすることができるが、この措置は最終的な手段として採られるものに限られる。いかなる場合であっても、N.A.は裁判官が1名という状態を認めてはならない。

## **RULE 6.0 弁論手続**

### **6.1 一般的な手続**

各対戦の弁論ラウンドは、90分間の日本語による弁論によって行われる。原告と被告には、それぞれ45分が割り当てられる。各チームからは2人のメンバーのみが各ラウンドの弁論を行わなければならない。弁論ラウンドが開始される前に、各チームは、延更に45分を(a)第1弁論者、(b)第2弁論者、(c)反論(原告)・再反論(被告)の間で、どのように割り当てるかを示さなければならない。各チーム、1人の弁論者が、反論・再反論を含めて25分以上の弁論を行ってはならない。一方の代理人に割り当てられたが残った時間を、もう一方の弁論者の弁論、あるいは反論・再反論に充てることは認められない。

### **6.2 裁判官の裁量による時間の延長**

裁判官は、自身の裁量によって、割り当てられた45分を超えてチームの全体の弁論時間を延長することができる。この場合、弁論の延長を申請した弁論者は、1人の代理人の限度である25分を超えて弁論を行うことができる。

### **6.3 三人裁判官制**

各弁論ラウンドにおいて、N.A.は可能な限り、3人の裁判官を用いなければならない。考慮すべき事情がある場合、N.A.は裁判官を2名にすることができるが、この措置は最終的な手段として採られるものに限られる。そして、N.A.は同じチームが二人裁判官制で評価される回数を少なくしなければならない。いかなる場合であっても、N.A.は裁判官が1名という状態を認めてはならない。

### **6.4 弁論ラウンド**

大会の全ての段階において各弁論ラウンドの弁論の順序は、原告第1弁論者 → 原告第2弁論者 → 被告第1弁論者 → 被告第2弁論者 → 反論(原告第1または第2弁論者) → 再反論(被告第1または第2弁論者)となる。一旦弁論者が自身の主弁論を終えた場合、その弁論者は反論と再反論を除いて追加の主張を行うことはできない。そのチームが主弁論に割り当てていた全時間を用いたか否かに関係なく、このことは適用される。さらに、主弁論において用いられていない時間を反論・再反論に割り当てた時間を延長するために用いることはできない。

## 6.5 反論及び再反論

各チームは、反論・再反論のために 10 分以内の時間を留保できる。裁判官に対する礼儀として、各チームは、弁論の冒頭において、反論・再反論を行う旨、並びに反論・再反論にどれだけの時間を留保するかを宣言しなければならない。ただし、宣言しなかったことが反論・再反論の放棄とはみなされない。一人のチームメンバーのみが反論・再反論を行うことができる。反論・再反論を行うチームメンバーは、チームの弁論ラウンドに参加した 2 人のうち 1 人に限られなければならない。反論は被告第二代理人の後すぐに、そして再反論は反論の後すぐに行われなければならない。各チームは反論・再反論に先立って、いずれの弁論者が反論・再反論を行うかを示す必要はない。各チームは反論・再反論を放棄することができる。

## 6.6 弁論の範囲

チームの弁論は、決してチームのメモリアルの範囲に制限されない。原告の反論の範囲は、被告の主弁論の範囲に限定され、被告の再反論の範囲は原告の反論の範囲に限られる。原告が反論を放棄したならば、再反論は行われぬ。裁判官は反論・再反論の範囲の制限を守るように求められ、弁論者の評価の際にこの違反を考慮に入れることができるが、反論・再反論の範囲を超えることについては、裁量減点・非裁量減点いずれの罰則も適用されない。

## 6.7 一方当事者のみの弁論

(a) 一方のチームが予定された弁論ラウンドに現れないといった例外的な状況においては、N.A.は、30 分待った後に、一方当事者のみで弁論ラウンドを進めることを認めることができる。一方当事者のみの弁論においては、出席しているチームは主弁論を行い、裁判官によって、可能な限り不在のチームが出席し、議論が行われたかのようにその弁論を評価される。この場合、予定されたラウンドに出席できなかったチームは、弁論ラウンドのラウンド点 6 点全てを失う。

(b) 当該チームのメンバー一名のみが弁論ラウンドに現れた場合も(a)項の下での「棄権 failure to appear」に含まれる。このような場合、当該チームは 6 点全ての弁論ラウンド点を失うことになるが、一方当事者のみの弁論中、個人弁論の点数計算のために棄権チームの一人の弁論者は弁論し、個人得点を受けることが許されねばならない。

## 6.8 対戦校の遅刻

各ラウンドにおいて 5 分以上の遅刻があった場合、当該ラウンドの当該チームの弁論時間から遅刻分の時間を減じる。遅刻時間の算定に当たっては各法廷の TK の時計を基準とする。

## 6.9 偵察の禁止

予選ラウンドにおいて、弁論者または同じ大学の人間、チームの関係者が、そのチームの法廷及び対戦しないチームの法廷のみに入廷できる。入廷に際しては、学生運営委員の交付する入廷許可証を携帯していなければならない、また入廷許可証記載事項に従わなくてはならない。

## 6.10 法廷におけるチームの匿名性

弁論ラウンドの間、参加者は裁判官や廷吏に対して国籍や学校を表してはならない。参加者は、裁判官や廷吏に対して、裁判官への陳述、名札やその他の識別できるもの、フォルダやファイル、図書館の本、その他の大学名や校章が記載された物を補佐人席に置くこと、国や学校を明らかにするピンや服装を着用することなどにより、直接または間接に学校や国籍を明らかにしてはならない。この規則の趣旨に鑑み、「参加者」という単語は、チームメンバー、T.A.、チームに関係する傍聴人を含意する。

## 6.11 法廷内でのコンピューター、携帯電話及びその他の電子機器

弁論ラウンドの間、弁論中の弁論者および補佐人席についている参加者は、いかなる目的であっても、携帯電話・ノートパソコン・PDA・その他全ての電子機器（を利用してはならず）、特にインターネットを使用でき、またメッセージ機能を有すものを利用してはならない。携帯電話を含むこのような電子機器は、廷吏が最初に入廷次第すぐに電源を切り、目に入らない所に仕舞わなければならない。そしてその後、その弁論ラウンドが終わるまでその状態が保たれていなければならない。この規則に違反したチームは弁論ラウンド点を最高 6 点まで失う。N.A.は違反の重大さ（程度）に対応する罰則を決定するものとする。

## 6.12 法廷の撮影、録画

参加者は法定の写真撮影・ビデオ録画を行うことができない。なお、参加校による明示の反対がない限り、N.A.および JILSA は法廷の写真撮影・ビデオ録画を行うことができる。N.A.および JILSA が、写真・録画やその他の複写について、著作権を有している。すべての本大会参加チームは、その弁論ラウンドにおいて、記録、報道されることについて、同意したも

のとみなす。

### **6.13 弁論時間の計測**

弁論における時間は、タイムキーパー担当学生運営委員の計測による。タイムキーパー担当学生運営委員は、学生運営委員会の定めた方法でタイムカードにより時間を表示する。タイムキーパー担当学生運営委員以外の者は弁論者に対してどの程度時間が残っているかを示すタイムカードまたは合図を用いてはならない。

### **6.14 法廷での不適切な意思疎通**

法廷においては口頭弁論における弁論者、裁判官の間の場合を除き、口頭による意思疎通を禁止する。また、すべてのチームメンバーから、各裁判官に対して書面による意思疎通、もしくは証拠提出、配布をしてはならない

### **6.15 法廷における使用言語**

弁論においては、日本語を使用する。ただし、内容を明らかにするための他の言語の使用を妨げない。

### **6.16 N.A.による監督**

弁論中に不測の事故が発生した場合にはN.A.の裁決に委ねる。

### **6.17 弁論者の登録**

(a) 本大会において、弁論者の登録は最大6人まで可能である。登録された6人は、本大会の終了まで全員がチームの活動に加わることができ、また本大会のいずれのラウンドにおいても弁論者となることも出来る。

(b) 各チームは学生運営委員会の指定する期日までに、法廷において弁論者となるものを通知する。

### **6.18 補佐人の登録**

各弁論ラウンドでは、2人の弁論者に加えて、もう1人を補佐人として同席させることがで

きる。補佐人は、登録された弁論者の中から選ばなければならない。

## 6.19 予定弁論者以外による弁論

法廷において、規則 6.17(b)に従って学生運営委員会へ通知した役割の変更があった場合、規則担当運営委員に対して、弁論が行われる法廷が開始される前までに通知しなければならない。ただし、対戦組み合わせにより認められない場合がある。

## 6.20 弁論における罰則

### 6.20.1 弁論における減点行為

Rule 6.0 以降の違反に対する減点は以下の表に従い行う。減点は N.A.が、それぞれの裁判官のつけた点数の合計から減点する

Rule 6.14	法廷での不適切な意思疎通	最大 10 点
Rule 6.9	偵察行為	直接的偵察行為につき、偵察行為を受けたチームとのラウンドの 6 ラウンド点すべての喪失
Rule 6.10	法廷での匿名性の侵害	資格の剥奪又は最大 15 点の減点

### 6.20.2 軽微な違反の免除

N.A.は規則の軽微な違反に対して、罰則の適用を免除もしくは軽減することができる。



## **RULE 7.0 ラウンド進行手続**

### **7.1 対戦校メモリアルの返還**

各ラウンド終了後、各チームは速やかに対戦校のメモリアルを廷吏に返還しなければならない。この規則に違反した場合、本規則 8.3(j)に従って減点がなされる。但し、やむを得ない事情がある場合は、N.A.の判断により適切な措置に従うことで罰則の適用を免れることができる。

### **7.2 予選ラウンド**

選抜トーナメントに参加する各チームは、4回の弁論ラウンド（原告2回、被告2回）からなる予選ラウンドに出場する。選抜トーナメントの予選ラウンドにおいて、各チームの同じチームとの対戦は可能な限り1回のみでなければならない。同じチームが、2回予選ラウンドにおいて対戦しなければならない場合、各チームは、それぞれ一方のラウンドでは原告、他方では被告として対戦する。

### **7.3 組合せ**

予選ラウンドのチームの組合せは、まず、無作為抽選によって行われなければならない。組み合わせ及び対戦相手のメモリアルは国内または地域大会の開始前に、チームに配布される。N.A.は、チームの欠席、その他の不測の事態に対処するために、組合せを修正することができる。チームが新たに組み直された場合、合理的に可能な限り早くに、ただし新しく組み直された対戦の始まる少なくとも15分前には、新しい対戦校のメモリアルがチームに提供されなければならない。

### **7.4 決勝ラウンド**

予選ラウンドの上位2チームが、決勝ラウンドで対戦する。

### **7.5 選択権の行使**

決勝ラウンドの原告・被告選択権を持つ大会参加チームは、その選択権を通知されてから5分以内に行使しなければならない。

当該チームが選択権を行使しない場合、対戦チームは選択のために5分間与えられる。いず

れのチームも選択権を行使しなかった場合、予選ラウンドで上位のチームが原告、もう一方が被告となる。

原被告が選択されたら、N.A.はただちに、両チームに通知する。N.A.は両チームに対戦校の適切なメモリアルを与える。両チームは、次の弁論ラウンドの準備を行うために、適当な時間を与えられる。

## **7.6 大会の終了**

国内大会は、決勝ラウンド勝利チームの決定を持って終了されるものとする。

## **RULE 8.0 集計**

### **8.1 得点に関する一般手続き**

規則 5.8.2 以下に掲げられたメモリアルの減点は、以下に定める罰則とともに厳格にこれを適用する。

#### **8.1.1 裁判官による減点の禁止**

罰則による減点は、N.A.によつてのみ行われる。如何なる場合も、裁判官は、弁論者の点数から自分で罰則による減点を行ってはならない。裁判官は、何ら違反がなかったように弁論及び書面の採点を行う。

### **8.2 メモリアルに関する罰則**

(a) メモリアルに関する罰則は、規則担当学生運営委員が調査し、N.A.が最終決定権者となる。

(b) 規則 5.2.3 に関する罰則を除き、メモリアルの紙面形式のコピーと電子データ形式のコピーの内容が食い違っていた場合、電子データ形式のコピーの内容によって罰則適用の判断を行う。

(c) 罰則の適用の有無、およびその理由は、大会1日目終了までに大会参加校に通知される。

(d) 罰則の適用を通知された大会参加校は、当該適用について N.A.に対して、書面に基づいた反論の機会が与えられる。

(e) 罰則の適用については、大会 3 日前までに仮通知を行う。罰則適用に関する抗議の期間は、大会前日ないし大会 1 日目に本通知を受けた時点から大会予選ラウンド終了までこれを受け付ける。

(f) メモリアル締切日の 1 週間以上前に、規則担当学生運営委員は、罰則の適用基準に関する文書を各大会参加校に送付しなければならない。

### 8.3 弁論に関する罰則

(a) N.A.は、弁論に関する罰則の適用の最終決定権を N.A.により選任された、中立な規則適用委員長に委任することができる。

(b) 弁論に関する罰則の適用の調査は、規則担当学生運営委員が行なう。

(c) 延吏は規則担当学生運営委員の要請があった場合、罰則の適用の調査に協力しなければならない。

(d) 罰則の適用申請が可能なのは、担当裁判官及び対戦校のみである。

(e) 申請を希望する対戦校は、各ラウンド終了後 15 分以内に規則担当委員に対して書面で申請しなければならない。また、申請を希望する担当裁判官は、各ラウンド終了後 15 分以内に規則担当委員に対して、口頭又は書面で申請しなければならない。

(f) 罰則被適用校には、反論の機会が与えられる。ただし、この反論は罰則の適用されうる事項を知らされてから 15 分以内になされなければならない。

(g) 規則担当学生運営委員は、担当裁判官および対戦校から罰則適用申請があった場合に限り調査を行うことができ、その結果は N.A.または規則適用委員長に報告しなければならない。

(h) 罰則適用の有無についての結論は、理由を付してただちに、担当裁判官、両対戦校に通知されなければならない。

(i) 本規則 6.20.1 に加え、本規則の規定ないしその他の行為による裁量減点の被適用校には、その程度により 2 点、3 点、ないし 6 点の減点が課される。

(j) 規則 7.1 に違反した場合、15 点の減点が課される。

#### **8.4 予選ラウンドの得点集計手続**

(a) 予選ラウンドの採点は、メモリアルに対する採点と弁論ラウンドに対する採点の 2 つからなる。

(b) 各裁判官は、各メモリアルを、50 点から 100 点の範囲で採点する。

(c) 各裁判官は、各弁論者に対して 50 点から 100 点の範囲で採点する。

#### **8.5 得点の集計**

各試合において、2 種類の得点がチームに与えられる。素点とラウンド点である。

##### **8.5.1 素点**

素点の集計の際は、規則 5.0 以降の規定による減点を考慮する。

##### **8.5.1.1 メモリアルの素点 (Memorial Raw Scores)**

各対戦において、各チームのメモリアルの合計素点は、それぞれの弁論ラウンドにおいて、そのチームが弁論した側に対する、3 人のメモリアル裁判官の採点の合計である。大会における、メモリアルの合計素点は、原告・被告のメモリアルに対する 6 つの得点の総計である。この得点は、ベストメモリアル賞の決定のために用いられる。

##### **8.5.1.2 弁論の素点 (Oral Raw Scores)**

各対戦における、各チームによる弁論の合計素点は、チームの二人の弁論者それぞれに対する 3 人の裁判官の点数の合計である。

##### **8.5.1.3 合計素点 (Total Raw Scores)**

各対戦における、素点の合計は、当該対戦におけるチームのメモリアルの合計素点と、当該対戦におけるチームの弁論の合計素点の和とする。大会におけるチームの合計素点は、各対戦での合計素点の総和である。

## **8.5.2 ラウンド点の算出**

### **8.5.2.1 メモリアル点**

各対戦において、3ラウンドの得点の合計は、メモリアルの最高点、中間点及び最低点の比較に基づいて与えられる。比較するメモリアルは、その対戦においてチームが主張を行う側に対応するものとする。すなわち、原告チームの原告メモリアルの点数は、被告チームの被告メモリアルと比較され、各比較ごとに、より高い点数のチームが1ラウンド点を与えられる。したがって、一方のチームに対してメモリアル裁判官から与えられた最も高い点数の比較には、他方のチームに対してメモリアル裁判官から与えられた最高点が用いられ、これら二つの点数のうち、より高い方の点数のチームに1ラウンド点を与えられる。同様に、二つの中間点、及び二つの最低点が比較され、どちらのチームが二番目及び三番目のラウンド点を受けとるかを決する。そのような比較のいずれかにおいて、二チームの点数が同じ場合、それぞれのチームは、0.5ラウンド点を与えられる。

### **8.5.2.2 弁論ラウンド点**

各対戦において、合計6点のラウンド点が弁論点の合計の比較に基づいて与えられる。各裁判官ごとに、原告弁論者1及び原告弁論者2に対する裁判官の点数の合計が被告弁論者1及び被告弁論者2に対する裁判官の点数の合計と比較される。各裁判官ごとに、合わせた弁論スコアのより高いチームに、2ラウンド点を与えられる。そのような比較のいずれかにおいて、二チームの点数が同じ場合、それぞれのチームは1ラウンド点を与えられる。

### **8.5.2.3 ラウンド点の合計**

各ラウンドにおける、チームのラウンド点の合計は、チームのメモリアルのラウンド点と、弁論のラウンド点との合計である。

## **8.5.3 二人裁判官制**

2人の裁判官のみがメモリアルまたは、弁論の採点をする場合、N.A.は2人の裁判官の平均点を3番目の点数として加える。

## 8.6 予選ラウンドの勝者、順位の決定方法

### 8.6.1 対戦勝者の決定

各対戦において、最大9点のラウンド点のうち、より多くの点を獲得したチームがその対戦の勝者となる。両チームが互いに4.5点を獲得した場合、より高い素点を有するチームが、その対戦の勝者となる。両チームのラウンド点および素点と同じ場合、その対戦は引き分けとする。

### 8.6.2 予選ラウンド順位の決定

- (a) 各チームは、予選ラウンドの勝数によって、高い順位から低い順位へと順位付けされる。
- (b) 勝数が同じチームが2つ以上ある場合、引き分け数がより多いチームが上位に順位付けされる。
- (c) 勝数及び引き分け数が同じチームが2つ以上ある場合、予選ラウンドでの大会の合計素点がより高いチームが上位に順位付けされる。
- (d) 勝数、引き分け数及び大会の合計素点と同じチームが2つ以上ある場合、予選ラウンドからの大会のラウンド点の合計がより高いチームが上位に順位付けされる。

### 8.6.3 タイブ레이크手続

2つ以上のチームが、以上の規定を適用しても引き分ける場合、決定の結果が(a) いずれのチームの上位ラウンドへの進出にも、(b) その大会における上位ラウンドにおけるいずれのチームの組合せにも影響しない場合、チームの順位は同じとなる。しかし、さらなる決定が必要な場合（上記の(a)や(b)の場合）、順位は以下のように決する。

- (a) 2チームだけが引き分け、その引き分けた2チームが予選ラウンドで対戦していた場合、その対戦の勝者が上位となる。
- (b) 2チームだけが引き分け、その引き分けた2チームが予選ラウンドで対戦していない場合、N.A.は以下の方法により、その引き分けを決する。その際、一つ目からはじめて、先行する方法がその引き分けを決しない場合に限り、順を追って実行するものとする。
  - (i) 弁論者とメモリアルの得点の平均がより高いチームが勝利する。これはチームの大会での全ての弁論素点を24で割った数字と、チームの大会での全てのメモリアル素点を6で割った数字を足すことにより算出される。

- (ii) 対戦相手がより多くの対戦で勝利しているチームが勝利する。これは対戦相手の勝数を合算し、この目的に限って、引き分けを 1/2 勝とすることにより算出される。
- (iii) 大戦相手がより高い得点を得ているチームが勝利する。これは対戦相手の合計素点を合算することによって算出される。
- (iv) 大会でのチームの弁論の合計素点を 24 で割ることにより出される、弁論者の得点平均がより高いチームが勝利する。
- (v) チーム及び大会全体の利益を考慮した上で、N.A.が決定した方法。

## 8.7 決勝ラウンドの得点集計手続

決勝ラウンドは勝敗のみが決定されるものとする。

## 8.8 弁論者の順位

(a) 各弁論者の順位は、最も高い平均弁論点から最も低い弁論平均点へと順位づけられる。弁論者の平均弁論点は、予選ラウンドにおいて、それぞれの裁判官によってその弁論者に与えられた点数の平均である。ただし、この際に、その弁論者に与えられた最も低い点数一つを除く。弁論者が予選ラウンドにおいて 1 回のみしか弁論をしなかった場合、その者は、順位付けされる資格を有しない。

例： ルーシーは、予選ラウンドにおいて、2 回弁論をした。1 回目の弁論において、3 人の裁判官は彼女に、90 点、85 点、81 点を与えた。2 回目の弁論において、三人の裁判官は、彼女に 89 点、85 点、81 点を与えた。彼女の弁論平均点を決定するに際して、N.A.は、彼女に与えられた二つの 81 点（彼女の最低点）のうちの一つを棄却する。そのため、彼女の点数は、他の 5 つの点数（430）の合計を、点数がカウントされた裁判官の数（5）で割った弁論平均点の 86 点である。

(b) 弁論者のランキングは原告・被告それぞれについて作成される。

## 8.9 メモリアル順位

(a) 各チームのメモリアルの合計得点は、6 人の裁判官の点数の合計による、チームの原告メモリアルの合計素点と被告メモリアルの合計素点を加えることによって決定される。チームのメモリアルは、最も高いメモリアル合計点から最も低いものへと順位づけされる。同点は認められる。得点は、規則 5.8.1 の罰則の適用を受ける。

(b) メモリアルランキングは原告・被告それぞれについて作成される。

## 8.10 結果報告

各大会の終了後、大会に参加した各チームは、以下のものを受け取る。

- (a) 各メモリアル裁判官の採点表のコピー、及びもしあればそれに対する講評。
- (b) 各弁論裁判官の採点表と、もしあれば罰則のコピー、及びもしあれば大会の予選ラウンドにおける弁論に対する講評。
- (c) 全体の勝敗記録、総合素点、総合ラウンド点が記載された、本大会予選ラウンドの順位表のコピー。
- (d) 大会の予選ラウンドにおける弁論者の順位表のコピー。
- (e) 大会の予選ラウンドにおけるメモリアルの順位表のコピー。
- (f) 大会の上位ラウンドの結果の要約

大会結果の報告は、大会終了後迅速に参加校へ送付される。但し、各ラウンドの勝敗については決勝ラウンド終了後のレセプションにおいて通知されなければならない。

## RULE 10.0 賞

### 10.1 賞の種類

大会後のレセプションにおいて、JILSA は以下の賞に該当するものを発表する。

- (1) チーム優勝
- (2) チーム準優勝
- (3) チーム第3位
- (5) ベストオーラリスト賞 (原告・被告)
- (6) オーラリスト第2位 (原告・被告)
- (7) オーラリスト第3位 (原告・被告)
- (8) ベストメモリアル賞 (原告・被告)
- (9) メモリアル第2位 (原告・被告)
- (10) メモリアル第3位 (原告・被告)
- (11) 学生運営委員会特別賞



## 10.2 順位の発表

その他の順位の発表は JILSA によって判断される。

### **RULE 11.0 本規則の改正**

(a) 本規則の改正は、N.A.の決定による。但し、これに対し、運営委員会が不相当と考える場合は T.A.会議にその旨を報告しなければならない。T.A.会議が運営委員会の報告を承認した場合は、N.A.の決定は取り消される。

(b) JILSA の学生運営委員会ないし構成校会議は、N.A.に対して本規則の改正を要請することができる。

(c) N.A.の決定は 1 ヶ月以内に運営委員及び学生運営委員会に報告されなければならない。また、学生運営委員会は 1 ヶ月以内に改正を構成校会議代表に対し報告しなければならない。

## 附則

- 1 本規則は 2013 年 10 月に成立した。
- 2 本規則は 2014 年 10 月に一部改正された。
- 3 本規則は 2015 年 10 月に一部改正された。
- 4 本規則は 2016 年 10 月に一部改正された。